

「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償 契約に関する法律の一部を改正する法律」について

研究開発局原子力計画課

1. 法案の状況

近年の国際動向や我が国で最初の原子力損害の賠償事例となったJCO臨
界事故の経験を踏まえ、「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」（座
長：野村豊弘・学習院大学法学部教授）で検討の結果、昨年12月15日に
制度改正事項を中心とする「第1次報告書」が取りまとめられた。

（参考資料1：第1次報告書の概要）

これを基に改正法案を国会提出し、原案どおり成立した。

（参考資料2：法案の概要・新旧対照表）

<審議の経過>

平成21年	2月	3日	閣議決定・国会提出
	4月	3日	衆議院本会議
	4月	10日	参議院本会議
			（両院とも全会一致で可決され、成立した。）
	4月	17日	官報公布予定
平成22年	1月	1日	施行予定

2. 今後の予定

（1）関係政省令の整備

- ・賠償措置額の少額特例額の引上げ
- ・廃止措置段階の原子炉・使用に係る少額特例額の創設
- ・政府補償契約の補償料率の引下げ 等

（2）引き続き検討する事項

それぞれの事項について、検討会にワーキング・グループを設置。

（参考資料3：ワーキング・グループの開催について）

○「運用ガイドライン」の作成

- ・関係者の行動マニュアルや賠償手続・書類様式等の整備

○原子力損害賠償に関する国際枠組みへの関わり方

- ・条約締結に伴う論点整理

【添付資料】

- 「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会第1次報告書」

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書（平成20年12月15日）のポイント（概要）

1. 原子力損害賠償制度を巡る情勢

(1) JCO臨界事故に係る損害賠償

- 被害申出総数は8千件超（最終的な賠償対象は約7千件）
- 賠償総額は約150億円（当時の法令に基づく賠償措置額は10億円。その後の政令改正により、5%以上の濃縮ウランの加工等は120億円に引上げ。）
- 原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立件数は2件
- 当事者の賠償交渉を円滑に進めるため、国・地方公共団体が支援を実施

JCO臨界事故

平成11年9月、JCO東海事業所で我が国初の臨界事故が発生し、臨界状態が約20時間が継続。3名の従業員が重篤な被ばくを受け、そのうち2名の方が亡くなったほか、消防署員や臨界停止作業に従事した従業員、周辺住民等が被ばくした。

(2) 国際動向

- 賠償措置額の動向として、従来の国際条約（改正ウィーン条約・CSC）での水準は3億SDR（528億円）であったが、平成16年の改正パリ条約では7億ユーロ（1118億円）に引上げ
- アジア周辺地域の原子力導入の活発化、世界的な原子力産業の連携再編、本年5月の米国による「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）」の批准等の動き

2. 原子力損害賠償制度の見直し（●は法律改正事項、◆は政令改正事項）

(1) 補償契約の締結・政府の援助に関する規定の適用期限の延長

- 民間保険のてん補範囲に変動がないこと等から、補償契約の締結及び政府の援助の適用期限を現行の平成21年12月31日から10年間延長する。

補償契約：地震等による原子力損害の賠償による損失を政府が事業者に補償
政府の援助：事業者の賠償額が賠償措置額を超える場合、政府が必要な援助

(2) 賠償措置額の引上げ

- 事業者が原子力損害の賠償に充てられるよう確保すべき額（賠償措置額）について、欧州諸国を中心とする国際水準や我が国の民間の責任保険の引受能力の向上を踏まえ、現行の600億円から1200億円に引き上げる。
- ◆加工・使用等に係る賠償措置額の特例額について、上記の引上げの割合に合わせて、現行の120億円又は20億円からそれぞれ240億円又は40億円に引き上げる。
- ◆補償契約に係る補償料率について、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等を踏まえて引き下げる。

(3) 事業行為終了後の損害賠償措置の合理化

- ◆事業行為終了後にサイト内で行われる核燃料物質等の運搬等の付随行為について、付随行為の相対的リスクに照らして合理的な額の賠償措置額の特例額を創設する（【参考1】）。

(4) 紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定

●膨大な数の請求・現場の混乱・当事者の心理・事案間の一定の類似性等の原子力損害の賠償の特殊性を踏まえ、紛争審査会の所掌事務として、賠償に関する紛争の自主的な解決を促進するため、賠償の参考となる指針を策定することを新たに追加する（【参考2】）。

→指針には、原子力損害の範囲、損害額の算定の方法等に関する基本的な考え方をマクロな観点から整理する。

(5) 損害保険会社への補償契約事務の一部委託

●万が一政府の補償契約の対象となる事案が発生した場合に備え、損害保険会社の知見・ノウハウを活用できるよう事務の一部委託を可能とする（【参考3】）。

(6) 罰則の厳格化

●原子炉等規制法における罰則の厳格化等を踏まえ、罰則を引き上げる。

3. ワーキング・グループを設置して引き続き検討を行う事項

(1) 運用ガイドライン（仮）の作成

○JCO臨界事故の教訓を集約し、国・地方公共団体等も含めた関係者に期待される行動や賠償の一般的な手続、必要書類等をマニュアル化する。

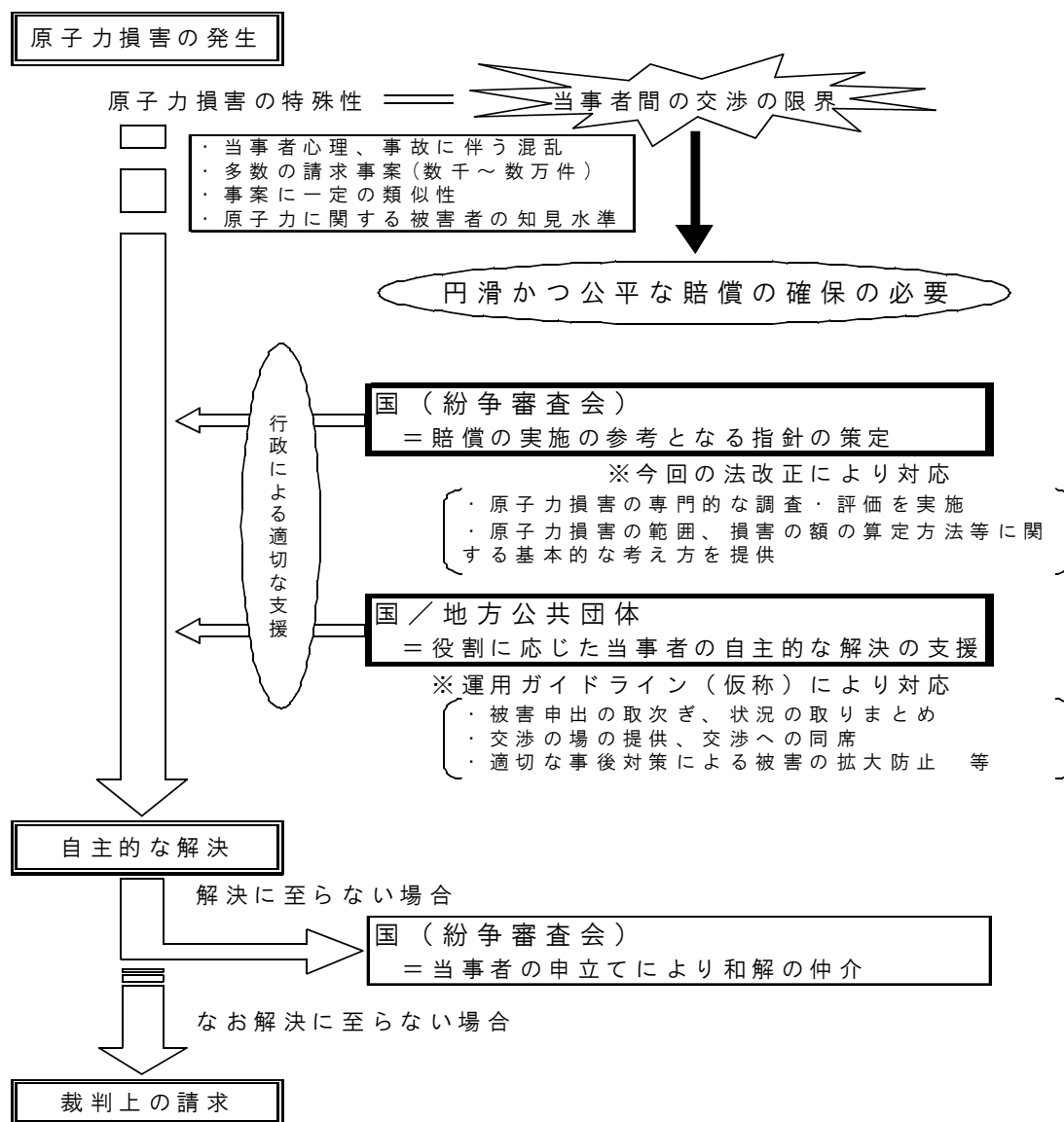
(2) 国際条約への対応

○将来の本格的検討に備え、CSCを念頭に、政策面（条約の有用性）・法制面（国内制度との整合性）の論点を整理する。

【参考1】 事業行為終了後の特例額の創設

原子炉の運転		使用済燃料を炉心から取り出した場合	使用済燃料を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為		付随行為のみ	
1万kW超	1200億円 現行は600億円	240億円 現行600億円	40億円 現行600億円
100kW超	240億円 現行120億円	240億円 現行120億円	40億円 現行120億円
		使用済燃料の貯蔵と同程度	低レベル放射性廃棄物の管理と同程度
		一定量以上の核燃料物質の使用	一定量以上の核燃料物質を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為		付随行為のみ	
240億円 現行120億円		40億円 現行120億円	

【参考2】紛争解決支援システムの全体イメージ



【参考3】損害保険会社への補償契約事務の一部委託のイメージ

文部科学省で行う業務

補償金支払請求のスキームの決定
事故の報告の受付
…
補償額の事前承認
…
補償額の最終決定
補償金の支払い
過怠金の徴収
異議申立てへの対応

委託することが想定される業務

賠償責任の事前承認申請の受理	登被 録害 ・者
申請書類の確認・補正の指示	
事前承認に係る補償額の算定案の作成	経別 過の 管事 理案
事業者に対する事前承認の内容の通知	
補償金支払請求の受理	
請求書類の確認・補正の指示	
支払に係る補償額の算定案の作成	

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会構成員

委員

天野 徹	(独) 科学技術振興機構審議役
伊藤 聡子	フリーキャスター
岡本 孝司	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
吉川 肇子	慶應義塾大学商学部准教授
柴田 洋二	(社) 日本電機工業会原子力部長
道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士
野村 豊弘	学習院大学法学部教授 (検討会座長)
野村 正之	(独) 日本原子力研究開発機構特別顧問
原 徹	日本原子力保険プール専務理事
廣江 譲	電気事業連合会理事・事務局長
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
村上 達也	東海村長
四元 弘子	弁護士

顧問

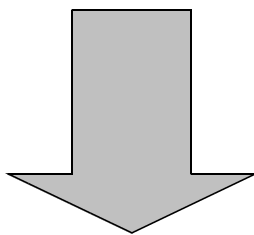
下山 俊次	日本原子力発電(株) 参与
谷川 久	日本エネルギー法研究所常務理事・所長

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の概要

＜予算関連法案・期限切れ法案＞

現行制度の概要

- 原子力損害の賠償責任を無過失責任とし、原子力事業者に無限責任を集中
 - 原子力事業者は万が一の賠償に備え、あらかじめ損害賠償措置を講じる義務
- | | |
|--------|----------------------|
| 損害賠償措置 | 責任保険（民間）：一般の事故による損害 |
| | 補償契約（政府）：地震・津波等による損害 |
- 一般の原子炉の運転に係る賠償措置額は、600億円
- 賠償責任が賠償措置額を超える場合、政府が原子力事業者に対し必要な援助
 - 損害賠償に関する紛争は、紛争審査会が和解の仲介を実施



前回の法改正（平成11年）以降の情勢

- JCO臨界事故（平成11年9月）の教訓
 - 我が国最初で唯一の原子力損害の賠償事例
 - 賠償対象件数は約7000件、賠償総額は約150億円
 - 「原子力損害調査会」において損害の範囲等について取りまとめ
- 我が国保険会社の引受能力の向上
- 欧州先進国における動向

改正の概要

1. 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

（1）適用期限の延長

政府による補償契約の締結・援助に係る期限が平成21年12月末日で切れるが、引き続きその必要性が認められるため、10年間延長する。

※期限が切れた場合、平成22年1月以降の新たな原子力事業（島根原子力発電所3号機（松江・平成22年）、使用済燃料の貯蔵（むつ・平成22年）等）の操業が実態上できなくなる。

（2）賠償措置額の引上げ

保険会社の引受能力の向上や賠償措置額に関する国際動向を踏まえ、現行の600億円から1200億円に引き上げる。

（3）自主的な紛争解決の促進

JCO臨界事故の損害賠償の経験を踏まえ、紛争審査会の事務として、賠償に関する紛争の当事者による自主的な解決に資する、原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針を定めることを追加する。

（4）罰則の引上げ

2. 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

政府の補償契約の対象事案が発生した場合の事務の遂行を確保し、被害者の円滑な救済を図るため、補償契約に基づく政府の業務の一部について、損害保険会社に委託することができることとする。

3. 施行期日 平成22年1月1日

※賠償措置額の引上げに伴い必要となる責任保険契約等に係る保険約款及び契約変更等のため準備期間として7ヶ月程度要するため、早期に確実な成立が必要（平成21年5月まで）。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案
新旧対照表

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号） 1

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十八号） 3

改正案	現行
<p>(損害賠償措置の内容)</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会</p> <p>第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。</p> <p>二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。</p> <p>三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(損害賠償措置の内容)</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり六百億円（政令で定める原子炉の運転等については、六百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会</p> <p>(原子力損害賠償紛争審査会)</p> <p>第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。 (新設)</p> <p>二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。</p> <p>3 (略)</p>

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成二十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）

改正案	現行
<p>(業務の委託)</p> <p>第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等（これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。）に委託することができる。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 ワーキング・グループの開催について

1. 概要

原子力損害賠償制度の運用に当たっての考え方を整理することにより、万が一原子力損害が発生した際の関係者の行動マニュアルとなる「運用ガイドライン（仮称）」を取りまとめるとともに、原子力損害賠償に関する国際枠組みへの我が国の関わり方について検討を行うため、以下の2つのワーキング・グループを開催する。

<運用ガイドライン検討ワーキング・グループ>

検討事項

- (1) 運用ガイドライン（仮称）の作成
- (2) その他

<国際枠組み検討ワーキング・グループ>

検討事項

- (1) 国際条約への対応について
- (2) その他

2. メンバー

別紙参照

3. 検討の進め方

- 検討を進めるに当たっては、メールなども活用し、柔軟かつ機動的に意見交換・情報収集を行う。
- ワーキング・グループは非公開とする。
- 検討状況は、適宜、原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会に報告する。

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会
運用ガイドライン検討ワーキング・グループ構成員

座長	天野 徹	独立行政法人科学技術振興機構審議役
	伊東 龍一	日本原子力保険プール理事・事務局長
	大西 一之	社団法人日本原子力産業協会政策推進第1部調査役
	川西 哲	東京電力株式会社総務部法務室法務支援グループマネージャー
	関田 武雄	東海村シルバー人材センター理事
	本間 俊充	独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
	水野 謙	学習院大学法学部教授
	吉田 勉	茨城県病院局経理管理課・総括課長補佐

以下の有識者を顧問として、助言を求める。

	下山 俊次	日本原子力発電株式会社参与
	谷川 久	日本エネルギー法研究所常務理事・所長

原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会
国際枠組み検討ワーキング・グループ構成員

	市川 眞一	クレディ・スイス証券株式会社チーフ・ストラテジスト
	大橋 弘忠	東京大学工学系研究科システム創成学専攻教授
	小松 隆	海外再処理委員会事務局電力輸送本部本部長代理
	高橋 祐治	電気事業連合会原子力部長
座長	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
	宮地 広光	社団法人日本電機工業会原子力部専門部長

以下の有識者を顧問として、助言を求める。

	下山 俊次	日本原子力発電株式会社参与
	谷川 久	日本エネルギー法研究所常務理事・所長

その他、オブザーバーとして、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長及び経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長の出席を求めるものとする。